

令和4年4月20日発行

## I 【重要】令和4年度介護保険施設・事業者に係る研修会について

標記研修会については、新型コロナウイルス感染症に係る感染状況の改善が見られないことから、集合形式での実施を中止し、令和4年3月18日発行の「介護インフォメーション'21 vol.12」でお伝えしたとおり、令和4年度も昨年度と同様、資料のホームページへの掲載及び説明動画を別途通知します。  
 なお、資料の提供等については、あらためてお知らせいたします。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## II ご活用ください！ 長野県社協 福祉人材センターのご案内

長野県社協 福祉人材センターは、福祉の仕事を目指す求職者と福祉事業者を結ぶ無料職業紹介事業を実施しています。長野県内4カ所にキャリア支援専門員を配置し、求人求職のニーズにきめ細かく対応しています。是非、ご活用ください。

※ 長野県社協 福祉人材センターは、社会福祉法に基づき長野県知事の指定を受け設置されています。無料職業紹介事業については、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得ています。

福祉専門の求人・求職サイト「福祉のお仕事」（運営：全国社会福祉協議会）

<https://www.fukushi-work.jp/>

信州福祉・介護のひろば（運営：長野県社協 福祉人材センター）

<https://fukushi-nagano.jp/>

福祉・介護の仕事PR動画「ふくしのトビラ Vol.1」

<https://youtu.be/shWZjkEA4DI>

令和4年度福祉の職場説明会・就職相談会（実施主体：長野県、長野県労働局、長野県社協等）

	期日	会場	
第1回	7月20日(水)	キッセイ文化ホール	(松本市)
	7月24日(日)	佐久ランドホテル	(佐久市)
	7月30日(土)	シルクプラザ	(飯田市)
	8月3日(水)	メルパルク長野	(長野市)
第2回	11月7日(月)	キッセイ文化ホール	(松本市)
	11月14日(月)	ホテル信濃路	(長野市)
第3回 (令和5年)	3月1日(水)	キッセイ文化ホール	(松本市)
	3月6日(月)	ホテルメトロポリタン長野	(長野市)

### 【本部(北信担当)】

〒380-0936 長野市中御所岡田98-1(長野保健福祉事務所内)

電話:026-226-7330 メール:jinzai@nsyakyo.or.jp

### 【中信事務所】

〒390-1301 東筑摩郡山形村4520-1(いちいの郷内)

電話:0263-88-0180

### 【東信事務所】

〒386-0024 上田市大手2-4-5(大手町会館二階)

電話:080-2080-7288

### 【南信事務所】

〒399-4511 上伊那郡南箕輪村4808-2(赤松荘内)

電話:0265-96-7847

【問合せ先】長野県社会福祉協議会 電話：026-226-7330（直通）

### Ⅲ 令和4年度長野県認知症介護研修事業について

介護従事者の認知症介護技術の向上、認知症介護の専門職員の養成により、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的に、認知症介護実践者研修等を実施します。詳細は、以下実施団体のホームページをご確認ください。

実施団体名	一般社団法人長野県認知症介護指導者会（令和4年度受託団体）
住所	〒386-0022 長野県上田市緑が丘1丁目17-14
HP	<a href="https://nagano-careshidousha.net">https://nagano-careshidousha.net</a>
電話	0268-71-6755
FAX	0268-71-6756

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

### Ⅳ 訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業所における介護サービス提供従事者数報告について

このことについて、令和4年4月4日付けで、訪問介護事業所、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所を対象に、各事業所における従事者数に関する報告を依頼しています。報告期限は令和4年4月18日（月）です。未提出の事業所におかれましては、県介護支援課あてにながの電子申請システム、メール、郵送又はFAXで速やかに報告いただきますようお願いいたします。

なお、長野市及び松本市に所在する事業所におかれましても、本報告は県介護支援課あてに報告いただきますようお願いいたします。

○ 提出先 長野県健康福祉部介護支援課サービス係

・ ながの電子申請システムの場合 下記URL又は右の二次元バーコードからアクセスしてください。

[https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=20964](https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=20964)

・ メールの場合 kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp（件名：介護サービス提供従事者数報告書 としてください。）

・ 郵送の場合 〒380-8570（住所記載不要）

・ FAXの場合 026-235-7394（送付票不要）



【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

### Ⅴ 介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの長期利用者に係る減算の適用について

指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用者について、令和3年4月から起算した利用期間が12月を超える場合には、当該利用者について下表のとおり減算が適用されます。

つきましては、当該減算についてご存知いただき、遺漏なきようご対応ください。なお、当該減算に係る個別のご質問に関しましては、下記問合せ先までご連絡ください。よろしく申し上げます。

指定介護予防訪問看護又は指定介護予防訪問リハビリテーションの利用が12月を超える場合の減算	5単位減算／回	
指定介護予防通所リハビリテーションの利用が12月を超える場合の減算	要支援1の場合	要支援2の場合
	20単位減算／月	40単位減算／月

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## VI 福祉・介護現場の「困りごと」解決に専門家を派遣します！

(社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業)

長野県社会福祉協議会では、社会福祉事業経営者及び施設経営者の様々な相談に応えるため、専門家を無料で派遣する「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業」(長野県委託事業)を実施しています。今年度からは新たに「介護職場の業務診断」「BCP(事業継続計画)策定」もメニューに加わったので、ご活用ください。

### 1 相談内容とアドバイザー(相談時間は1回2時間)

相談内容	アドバイザー
運営管理	実践者、社会保険労務士
会計・税務	税理士
労務管理・人材定着	社会保険労務士、経営実践者
法務	弁護士
介護職場の業務診断	認定介護福祉士
職場における心の健康づくり	産業カウンセラー
キャリアパス構築・人材育成	社会保険労務士、中小企業診断士等
BCP(事業継続計画)策定	BCP策定経験者等

2 アドバイザー派遣経費 無料(但し、年間[4月～翌年3月]の間に1法人5回まで)

3 申込み方法

次のURL、もしくは2次元コードから申し込んでください。

<https://forms.gle/aoxSEVFoNkims6WL8>



4 その他

この事業は、福祉・介護事業者の経営課題等解決にアドバイスするものです。アドバイザーによる助言について、最終的な判断は福祉事業者が自らの責任をもって判断してください。

【問合せ先】 社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：[jinzai@nsyakyo.or.jp](mailto:jinzai@nsyakyo.or.jp)

## VII 【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業員の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2022年6月1日～2022年6月30日	2022年4月11日～2022年5月10日
2022年7月1日～2022年7月31日	2022年5月11日～2022年6月10日

※令和4年(2022年)4月及び5月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**

**※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。**

県では、皆様を知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail [kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp)